

南あわじ市公共工事前金払取扱要領の改正について

公共工事前金払制度について、より適正かつ円滑な予算執行を図るため、「南あわじ市公共工事前金払取扱要領」を一部改正します。

1. 改正の趣旨

複数年度にわたる建設工事等の契約（債務負担行為等）における前払金の算出方法について、その基準をより明確に定め、適正な予算執行を推進することを目的とします。

2. 改正の内容

工期が2箇年度以上にわたる契約の前払金については、原則として「年度ごとの支払限度額（又は出来高予定額）」に基づき算出することとしています。これまで市長が認める場合には例外的に「全請負代金額（工事費の全額）」を基礎として算出できる運用となっていました。

今回、この例外を認める要件をより具体的に限定し、適正な予算執行を図るため算出基準を厳格化します。

- ・原則：年度ごとに、当該年度分の事業費を基礎として前払金を算出します。
- ・例外：国庫補助金等の採択条件により、初年度に一定の支出実績が義務付けられているなど、事業執行上不可欠な場合に限り、全請負代金額に基づき算出することとします。

3. 施行期日

令和8年4月1日

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務部財政課 入札契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310

南あわじ市公共工事前金払取扱要領 新旧対照表 (第3条)

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>(前金払の率及び額)</p> <p>第3条 前金払の割合は、次に掲げる範囲を超えないものとする。</p> <p>(1) 土木建築に関する工事については、請負金額の10分の4以内とする。</p> <p>(2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量については、請負金額10分の3以内とする。</p> <p>(3) 債務負担行為又は継続費に基づき、工期が2箇年度以上にわたる工事費の前払金額は、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払い限度額に前金払の割合を適用して計算するものとする。<u>ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、</u>当該年度の予算の範囲内において、全請負金額に前金払の割合を適用して計算し、支払うことができるものとする。</p> | <p>(前金払の率及び額)</p> <p>第3条 前金払の割合は、次に掲げる範囲を超えないものとする。</p> <p>(1) 土木建築に関する工事については、請負金額の10分の4以内とする。</p> <p>(2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量については、請負金額10分の3以内とする。</p> <p>(3) 債務負担行為又は継続費に基づき、工期が2箇年度以上にわたる工事費の前払金額は、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払い限度額に前金払の割合を適用して計算するものとする。<u>ただし、工事の初年度において、国庫補助金等の交付条件により一定額の支出を要することが定められている場合に限り、</u>当該年度の予算の範囲内において、全請負金額に前金払の割合を適用して計算し、支払うことができるものとする。</p> |